

令和6年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合
議 会（定例会） 会 議 録

令和6年11月7日（木）午後2時00分より、令和6年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を西多摩衛生組合会議室に招集した。

1. 出席議員 6 名

1 番	櫻沢 裕人	2 番	野崎 和也	3 番	川島 靖弘
4 番	奥泉 淳広	5 番	下澤 章夫	6 番	浜中 順

2. 欠席議員 0 名

3. 出席説明者

管 理 者	橋 本 弘 山	副 管 理 者	杉 浦 裕 之
教 育 長	儘 田 文 雄	会 計 管 理 者	早 野 正 博
事 務 局 長	田 中 智 文	給 食 課 長	田 島 等
職 員 係 長	渡 辺 佳 則	庶 務 係 長	武 藤 道 浩
管理給食係長	瀧 島 淳 介	代表監査委員	渡 辺 晃

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	認定第 1 号 令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出 決算の認定について
日程第 4	議案第10号 専決処分の承認を求めることについて 〔令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算 (第2号) 令和6年4月24日専決〕
日程第 5	議案第11号 羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の個人情報の保 護に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 1 2 号 令和 6 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算
(第 3 号)

日程第 7 議案第 1 3 号 令和 6 年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経
費の組織市町分賦金の変更について

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

○議長(下澤章夫) それでは、皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 6 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 2 回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会定例会を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。

○議長(下澤章夫) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 皆さま、こんにちは。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和 6 年第 2 回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中、議員各位のご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日ごろより当組合の運営につきましても、深い御理解と御協力を賜っておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さらに、10 月 7 日には、当組合の令和 5 年度歳入歳出決算審査を開催し、渡辺代表監査委員、奥泉監査委員より厳正なる審査を行っていただき、誠にありがとうございました。

なお、決算審査結果を後ほど御報告していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

さて、現在の組合事業の状況につきましても、年度当初より給食センターの運営は、順調に進捗しておりますが、食材料を含め、様々な物価が上昇しています。このような社会情勢の中、給食センターでも創意工夫を行い、栄養バランスのとれた学校給食の安定的な提供に努めながら、安全で安心な給食の提供に努めてきました。

また、施設及び設備の維持管理につきましても、経年経過などの老朽化に伴い、施設の修繕、機器等の交換を行い、安定的な給食を提供するための設備の良好な維持管理に努めてきたところです。

今日の学校給食は、栄養バランスのとれた多様な献立の提供に加えて、食材の安全性の確保、地場産野菜の活用、食文化の次代への伝承等、さまざまな課題への対応が求められております。

特に、地場産野菜の利用については、令和5年度において全体の約38パーセントを占める報告を受けておりますが、猛暑の影響により野菜の出来高も厳しい状況が続いていると聞いております。今後も羽村市と瑞穂町の地場産野菜を活用しながら、さらに良質で信頼できる給食の提供に努めてまいります。

なお本日、組合から御提案申し上げます案件につきましては、「令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合 歳入歳出 決算の認定について」など5件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、よろしく御審議の上、御認定、御決定をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(下澤章夫) 以上をもって、管理者の発言は終わりました。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布してあります「議事日程第1号」のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、4番奥泉淳広議員、6番浜中順義員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、認定1号「令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。

本件について管理者の説明を求めます。

○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。

○議長(下澤章夫) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 令和5年度 羽村・瑞穂地区学校給食組合 歳入歳出決算の認定」に

つきまして、御説明いたします。

令和5年度 羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算は、歳入総額、4億2千163万7千190円、歳出総額、4億376万479円、歳入歳出差引残額、1千787万6千711円が、翌年度「繰越額」となりました。

歳入の主なものは、羽村市及び瑞穂町からの「分賦金」が、3億7千529万2千円で、歳入総額の89.01パーセントを占めております。

次に、前年度「繰越金」は、2千406万1千949円で、5.71パーセントです。

次に、歳出ですが、「議会費」は、68万1千126円で、歳出総額の0.17パーセントを占め、「事務所費」は、9千291万3千130円で、歳出総額の23.01パーセントを占め、「教育費」が、3億1千16万6千223円で、歳出総額の76.82パーセントとなっています。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願いいたします。

○事務局長(田中智文) 議長、事務局長です。

○議長(下澤章夫) 田中事務局長。

○事務局長(田中智文) それでは、認定第1号「令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算」の細部につきましてご説明いたします。

決算書の8ページからの事項別明細書でご説明いたしますので、お手数ですが、お聞きいただければと思います。

初めに、歳入です。第1款分賦金の収入済額は3億7千529万2千円で、前年度と比較して、4千44万1千円の増です。増額の主な要因は、令和5年度の歳入予算額の繰越金等が2千996万1千円減額しており、一方、歳出予算額が1千48万円増額したことによるものです。

次に、第2款の繰越金の収入済額は、2千406万1千949円となり、前年度と比較して、3千798万771円の減です。

次に、第3款の諸収入の、収入済額は、2千228万3千241円で、前年度と比較して1千480万1千911円の増です。増額の主な要因については、令和5年度は、学校給食用食材費の高騰に伴い、構成市町から交付を受けた補助金1千492万円1千円などの増加によるものです。

以上、歳入の収入済額の合計は4億2千163万7千190円です。収入済額は前年

度比1千726万2千140円、4.27%の増となっております。

次に、歳出について説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

初めに、第1款議会費の支出済額は68万1千126円で、支出の構成比率は0.17%です。歳出の主なものは、議員報酬、会議録作成委託料です。

次に、第2款事務所費の支出済額は9千291万3千130円で、支出の構成比率は23.01%です。

まず、第1項、組合事務所費ですが、支出済額は9千285万9千476円で、支出の主なものは、正副管理者及び事務職員の人件費、施設や設備の維持管理に係る経費です。

なお、不用額の主な理由ですが、1報酬については、勤務実績が当初の見込みより予算に対して少なかったこと、2給料の一般職給料は、育児時間の取得に伴い当初の見込みより少なかったこと、3職員手当等の時間外勤務手当が、当初の見込みより少なかったこと、4共済費の一般職職員共済組合負担金が当初の予定していた額と比べて、地域手当支給割合の暫定措置により引き下げられたことなどによるものです。

14ページ、15ページをお開きください。第2項監査委員費ですが、支出済額は5万3千654円で、監査委員2名の報酬です。

次に、第3款教育費です。

支出済額は3億1千16万6千223円で、支出済額の構成比率は76.82%です。

まず、第1項教育総務費の第1目教育委員会費ですが、支出済額は17万3千155円で、主なものは、教育委員会委員への報酬です。

次に、第2項保健体育費ですが、支出済額は3億999万3千68円です。

第1目学校給食費の支出済額は3億999万3千68円です。

主な内訳ですが、1報酬は、支出済額が3千874万3千480円で、運営審議会委員及び会計年度任用職員報酬です。

なお、不用額の主な理由は、会計年度任用職員報酬が勤務実績により、当初見込んでいた予算に対して少なかったことなどによるものです。

16ページ、17ページをお開きください。10需用費の支出済額は6千76万7千281円で、給食用の食器皿などの消耗品、重油代、電気・ガス・水道料などの光熱水費のほか、施設及び備品修繕費等です。

なお、不要額の主な理由は、当初予算で見込んでいた光熱水費について、国が物価高

騰対策として実施する電気・ガス・ガソリンなどの補助により使用料単価が減少したことによるものです。

次に、12委託料ですが、支出済額が6千64万5千649円で、施設の維持管理、給食事業にかかる業務の委託料等です。

なお、不用額の主な理由は、委託料が予算積算の見積より契約金額が減したことなどによります。

18ページ、19ページをお開きください。

次に、13使用料及び賃借料ですが、支出済額が107万5千878円で、給食献立等システム機器などの賃借料です。

17備品購入費は、支出済額が3千95万8千70円で、主なものは、第1センターでは、平成13年度に購入した蒸気回転釜2台及び平成10年度に購入した消毒保管機(フライ箱用)1台の交換、第2センターでは、平成19年度及び平成21年度に購入したスチームコンベクションオーブン(焼物機)2台、平成11年度に購入したカップ用昇降式消毒保管機1台の交換を行い、経年劣化による不具合の発生頻度の増加や年数経過による修繕部品の製造中止などに対応するために買換えたものです。

次に、第2目施設整備費ですが、本年度は該当する工事がなく、支出はございませんでした。

次に、第4款公債費の当初予算額は1千円で、支出はございませんでした。

次に、第5款予備費ですが、当初予算額が200万円、補正予算で305万8千円を増額し、予算現額は505万8千円です。充用はございませんでした。

以上、歳出の、支出済額合計は、4億376万479円です。

20ページをご覧ください。

令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合実質収支に関する調書です。

歳入総額が4億2千163万7千190円、歳出総額が4億376万479円、歳入歳出差引額が1千787万6千711円、実質収支も同額です。

次に、22ページ、23ページをお開きください。

財産に関する調書です。決算年度中のこれらについての増減はございませんでした。

最後になりますが、24ページをお開きください。

物品関係の調書です。決算年度中の増減につきましては、記載のとおりです。

以上で、令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算の細部説明とさせてい

たきます。

○議長(下澤章夫) 以上をもって本件についての説明は終わりました。

次に、本件に関し、監査委員から審査意見についての説明を求めます。

○代表監査委員(渡辺晃) 議長、代表監査委員です。

○議長(下澤章夫) 渡辺晃代表監査委員。

○代表監査委員(渡辺晃) 令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算に対する審査意見の概要について、御説明いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る10月7日、午後1時30分から、羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室において、奥泉委員とともに、橋本管理者、早野会計管理者、その他関係職員の立会いのもとに、審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、管理者から提出された決算書が、適法な手続により作成されているかどうか確認するとともに、決算の計数に誤りがないか、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどを中心に、諸帳簿及び関係書類と照合した結果、決算書は、法令に基づき作成されており、計数についても正確であり、予算の執行も適正であることを確認いたしました。

今後も、学校給食法、その他の関係法令に準拠し、衛生管理を徹底し、安全・安心な給食を提供する給食センターとしての使命を継続的に担えるよう、学校給食の運営に努めていただくことを望むものであります。

以上、令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合歳入歳出決算に対する審査意見の概要説明とさせていただきます。

○議長(下澤章夫) 以上をもって監査委員の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○6番(浜中 順) 議長、浜中です。

○議長(下澤章夫) 浜中順議員。

○6番(浜中 順) 安全・安心の給食提供、誠にありがとうございます。2点お尋ねします。

事務報告書の13ページの給食残渣等の処理量というところなんですけども、生徒児童数は関係していると思うんですけども、またコロナ禍でいろいろな特殊な事情があると思うんですけども、残渣の全体的な量というんですか、それがここ数年間でどのように推移しているのか。

それで、そのうちのその残渣がどのように有効活用されているのか。

その点をお聞きします。

それからもう一点ですけれども、39ページから40ページですけれども、3番、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会のメンバーと開催日が記されていますけれども、この審議会等で具体的にどのような意見が出されたのか、お聞きします。

以上です。

○給食課長(田島 等) 議長、給食課長です。

○議長(下澤章夫) 給食課長。

○給食課長(田島 等) 1点目と2点目についてお答えいたします。

学校給食の残渣の量ですけれども、実際児童が減っている中で、その残渣の量というのは、あまり変わっていないというのが現状でございます。

このリサイクルにつきましては、武蔵村山市にある堆肥化の施設、それと羽村市にあるバイオマス発電施設、そちらに2か所に分けて搬入している状況でございます。

羽村市の緑ヶ丘にあるバイオマス発電工場につきましては、その残渣を発酵させてガスを生み出して、それを電気に変えているというようなリサイクルをとってございます。

武蔵村山市の施設では残渣を堆肥に変えて、リサイクルしているというような状況でございます。

2点目の運営審議会の件でございますけれども、こちらにつきましては令和5年度の運営審議会の開催の内容ですけれども、令和5年度は、令和6年度に向けての学校給食費の改定、こちらがメインに話し合われたという内容でございます、その中での意見というのは学校給食費、小学校では40円、中学校では50円の単価の引上げを提示をさせていただいたわけなんですけれども、その中では建設的な意見として、やはり現状として食材が高騰している中、給食費の単価を上げないで質を下げての提供では困ると。要は給食費を上げて、質の変わらない、栄養価を保った給食を提供してもらいたいという、そういった意見が多くございまして、今回スムーズに令和6年度からの給食費の改定をさせてもらったという内容です。

以上です。

○6番(浜中 順) 議長、浜中です。

○議長(下澤章夫) 浜中議員。

○6番(浜中 順) 2点目はよく分かりました。

1点目ですけれども、残渣が減るように具体的にどのような努力をされているのか、お聞きします。

○給食課長(田島 等) 議長、給食課長です。

○議長(下澤章夫) 田島課長。

○給食課長(田島 等) 学校給食の児童生徒に対して、その給食を残さず食べましょう、というような指導は、直接的には学校の方に委ねているのが現状です。

ただ、きれいに食べてもらう、残渣を残さないように食べてもらう工夫というのは、給食組合でも行っています。

その内容は栄養士による献立の反省と見直しです。

その内容といいますのは、例えば、給食量の見直し、栄養価を保った状態の中で給食の量をどれだけ減らせるのか、それと給食の時間の短い中で食べ終わるように、例えば、箸だけで提供していたものを、スプーンを付けて食べやすくして工夫したりですね。

また、中には嫌いな食べ物、どうしてもこれは子供にはちょっと向いていないなというようなものにつきましては、ちょっと味付けを変えてみようとか、その辺は栄養士の中で話し合われて、実際にそれは実行させていただいているというのが現状です。以上です。

○6番(浜中 順) 議長、浜中です。

○議長(下澤章夫) 浜中議員。

○6番(浜中 順) 先日、ちょっと思いがけないような声を聞いたんですけども、私も教員でずっとお世話になっていたんですけども、たいていは育ち盛りの子が十分食べる量はあると、私もそう実感してそういう経験をしてきたんですけども、すごい足りないんだという、そういう父母の意見を意外にも聞いたんです。

もしその点、何かそういう部分的にもそういうことがあるら言っていたら、どのように改善していくのか。

もしあったらどのように改善していくのか、お聞きします。

○給食課長(田島 等) 議長。

○議長(下澤章夫) 田島課長。

○給食課長(田島 等) お答えいたします。

給食の量につきましては、どうしても定められたカロリー、栄養価の中でこれだけの量でこれだけのカロリー、栄養価がありますということで提供させていただいている中

で、そのおかわりできるだとかできないというのは、その学校の中での話になってきますけども、今後、栄養士と職員で学校訪問をさせていただいて、その中で今後その辺も工夫して話し合っていけたらと考えています。

以上です。

○議 長(下澤章夫) 他にございませんか。

○2番(野崎和也) 議長、2番野崎です。

○議 長(下澤章夫) 野崎和也議員。

○2番(野崎和也) 今、学校給食の残渣量の事務報告書13ページ、あと23ページの2点についてお伺いします。

令和4年から令和5年に比べると、3万4千が3万3千と減っているのがよいことかなとは思いますが。ただ、これ、毎年生徒数が90から100名程度減ってきているので、これが変わらないというのはちょっと問題があるのかなと。

そこで、その残渣量で、例えば主菜ですかね、肉と魚、これ、どちらが多く残渣が残っているとか、そういうことは場合分けして品目別で把握されているのかどうか、お伺いします。

それから2点目。事務報告書の23ページ。健康診断の受診率に関してですけれども、令和4年度に比べると受診率が下がっているかなと思います。やはり暑さが厳しくなっている環境下での作業なので、健康管理に関しては受診の促進が必要なのかなと思うのですが、これの理由をお伺いします。

○給食課長(田島 等) 議長。

○議 長(下澤章夫) 田島課長。

○給食課長(田島 等) 残渣が学校の品目ごとでどれくらい出ているかということなんですけども、給食の残渣、主食と副菜だとか、その辺でこう、どれだけの残渣が出ているかという分け方は、実際はしてございません。

ただ牛乳に関しては、現状は、小学生よりかは中学生が飲む率が低いといいますが、残る率が高い状況になっています。

それに関しましては、先ほども言いました栄養士による学校訪問において、牛乳を飲む必要性や中学生の体づくりの中でカルシウムの重要性、その辺を周知をしていきます。

2点目の健康診断につきましては、63名中48名の受診ということで、こちらの工夫と言いますのは、前年度よりも早めに周知し、なるべく受診していただくように、ち

よっと早めに職員に周知したというのをございます。

また、63名中の15名は受診していない中で、その職員につきましては確認をとったところ、個人で人間ドックを受診されていたり、配偶者の会社の方で受診しているというふうに聞いております。

以上です。

○2番(野崎和也) 議長、野崎です。

○議長(下澤章夫) はい。

○2番(野崎和也) まず1点目の方なんですけれども、これ生徒さん、それから教師の方々、何名かからお伺いしているんですけれども、肉の日はよく食べ、魚は結構残すことがあると。

やはり好き嫌いはあるとは思うんですけれども、こういった多く残すものに関してはより工夫がされてもいいのかなと。

先ほどの献立も反映されているということなので、肉であったり、魚であったり、こういった料理というんですかね、これをより工夫できればもうちょっと減っていくのかなと思うんですが、それに関してちょっと見解をお伺いします。

それから2点目。人数に関して分かりました。

同じ事務報告書23ページの下の方にあります、公務災害等の状況におきまして、労働災害の業務災害が令和4年と5年で1件から4件というふうに増えています。

これ、健康診断を受診されなかったことによる健康上の理由で何か起こったということなのでしょう。

お伺いします。

○事務局長(田中智文) 議長、事務局長です。

○議長(下澤章夫) 田中事務局長。

○事務局長(田中智文) 1点目の残渣の関係でございしますが、議員おっしゃるとおり、やっぱり肉の方が好まれる傾向にあるということは捉えています。ただ学校給食となりますと、ただ好き嫌いで分けてメニューを選定しているわけではなくて、国の学校給食摂取基準という基準がありまして、その基準の中で各栄養素ですとか、カロリーですとか、エネルギー関係も基準があるものを満たすように工夫して、様々な食材を組み合わせながら、日々の献立メニューを考えているのが実情です。

その中では、食の多様性だとか、そういうものも学校給食の役割の一つなので、和食

だけではなく洋食、中華、様々なメニューを組み合わせながら、日々献立を工夫しながら作成しているのが実態です。

その中で、どうしても肉に偏るメニューだとか、そういうわけにもいきませんので、当然魚や野菜も入ってきます。

なるべくその中では好き嫌いがないように工夫するような味付けだとか、調理の仕方とか、そういうような工夫の余地がありますので、そういうものでなるべく食べ残しのないような給食に努めているのが現状です。

それは、学校給食を行う者にとっては永遠の課題じゃないですけど、児童生徒に対してなるべく学校給食の栄養基準に基づく献立を、全て食べていただくことが理想でありますので、その辺をなるべく達成できるように日々工夫してまいります。

以上です。

○給食課長(田島 等) 議長。

○議長(下澤章夫) 田島課長。

○給食課長(田島 等) 2点目についてお答えいたします。公務災害・労働災害につきましては、実際に調理をしていながら転倒して打撲をしたり、また、労働災害におきましては、調理の会計年度任用職員が食缶に指を挟んだり、それと作業中に脱水症状になったというような状況の中で、発生したものでございますので、この健康診断とは全く関係のない事案でございます。

以上です。

○議長(下澤章夫) よろしいですか。他にございませんか。

○1番(櫻沢裕人) 議長、1番櫻沢です。

○議長(下澤章夫) 櫻沢裕人議員。

○1番(櫻沢裕人) 2点お伺いいたします。1点目、事務報告書7ページ。職員係のところでございますが、会計年度任用職員制度の運用についてです。

昨年もお伺いしていますが、令和5年度については、採用活動に取り組んだ結果、職員の数に充足したのかという点をお伺いいたします。

2点目、事務報告書31ページの地場産野菜等の利用促進についてです。先ほど管理者のご挨拶の中にもありましたけれども、地場産野菜の使用率が令和5年度は減少したと。猛暑の影響等というようなお話もありましたけれども、この点について改めて、地場産野菜の使用率が減少した理由について、改めてご説明いただければと思います。

よろしく申し上げます。

○給食課長(田島 等) 議長。

○議長(下澤章夫) 田島課長。

○給食課長(田島 等) 給食課長です。1点目についてお答えいたします。

任用職員は充足されたかということなんですけども、現時点も給食調理員、また食器の洗浄作業員を募集し続けているという状況でございます。

広報紙、羽村市の広報紙、瑞穂町の広報紙、それとハローワーク、あと新聞折り込み、こちらもやってございまして、実際に応募はあるんですけども、応募があつて面接をして、実際に勤めだすと、やはりちょっと体力的につらいということで、もう1週間、2週間で辞められる方もございます。

今入って来ては短期間で退職されるということが繰り返されている中で、現時点も、職員を除いて会計年度の調理員などについては、4名から5名程度は不足しているという状況でございます。

それと地場産野菜についてなんですけども、確か令和4年度は47%程度、令和5年度は38%ということで、地場産野菜の利用率は落ちているんですけども、こちら、生産者から確認したところ、やはり夏の猛暑で野菜の出来が悪い、要は給食に提供できる品質に至らないというのがございまして、実際に給食組合も地場産野菜を優先して発注をかけております。

それは大体5割を超える率でかけてはいるんですけども、実際に提供、生産者から給食組合に納品される野菜というのがこの数字になってしまっていると。その理由はやはり夏場の猛暑が影響しているということでございます。

以上です。

○議長(下澤章夫) 他にございませんか。

○3番(川島靖弘) 議長、3番川島です。

○議長(下澤章夫) 川島靖弘議員。

○3番(川島靖弘) 川島です。1点お伺いさせていただきたいと思います。

事務報告書の24ページ、会計年度任用職員の状況というところで、こちらを見ると雇用保険の加入者数、職員数の半分ぐらいということで、週に10時間程度、20時間以下の方が半数を占めるかと思うんですが、その方々の職種というのは、例えば先ほどの中で言うと調理補助員の方、食器洗浄作業員の方なのではないのかなと思うんですが、

その部分の確認をさせていただきたいのと、それと重ねまして、この会計年度任用職員の公募によらない任用の限度回数というのを設けているかどうかをお伺いしたいと思います。

○事務局長(田中智文) 議長、事務局長です。

○議長(下澤章夫) 田中事務局長。

○事務局長(田中智文) 事務報告書の24ページの社会保険加入者になります。

内訳になりますが、一般事務職は2名、栄養士が2名、調理員が5名、計9名になります。

以上です。

○給食課長(田島 等) 議長、給食課長です。

○議長(下澤章夫) 田島課長。

○給食課長(田島 等) 2点目についてお答えいたします。会計年度任用職員の公募事務でございますけれども、会計年度任用職員の制度が始まったのが令和2年度からです。令和2年度から今年で5年経過して、来年度からまた最長5年ということで、令和6年度の雇用する中で、新たにまた募っていくというふうに考えてございます。

以上です。

○3番(川島靖弘) 議長。

○議長(下澤章夫) 川島議員。

○3番(川島靖弘) 1点目なんですが、その社会保険の加入者は9名の内訳をお伺いしたんですが、この雇用保険の部分って10時間の差があるかと思うんですけど、この雇用保険に未加入で働いている方の職種というのをお伺いしたいと思います。

もう一つの方の部分なんですが、要は最大4回を限度とするという認識でよいのかの確認だけさせてください。

以上です。

○給食課長(田島 等) 議長、給食課長です。

○議長(下澤章夫) 田島課長。

○給食課長(田島 等) 社会保険に該当しない職員ということで、調理補助ですね。

調理補助が午前中の3時間、それと午後から食器洗浄の職員、会計年度任用職員が、週の時間勤務が20時間以下なので該当にならないというのがございます。

それと2点目の4回更新ということで、4回で5年を満たすということで4回更新と

いうことです。

以上です。

○議 長(下澤章夫) 他にございませんか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより討論に入りますが、通告がありません。他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより認定第1号「令和5年度羽村・瑞穂地区学校給食組合最終歳出決算の認定について」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定されました。

渡辺代表監査委員につきましては、ここで退席させていただきます。

○代表監査委員(渡辺 晃) ありがとうございます。

○議長(下澤章夫) 次に、日程第4、議案第10号「専決処分の承認を求めることについて〔令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第2号) 令和6年4月24日専決〕」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。

○議 長(下澤章夫) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 議案第10号専決処分の承認を求めることについて、「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第2号) 令和6年4月24日専決」につきまして、御説明いたします。

今回の補正予算は、歳出予算の総額はそのままに、歳出の款・項の区分ごとに振り分けて補正するものです。

補正の内容ですが、土壌調査委託料について、調査の施工量に変更が生じたため、予算を措置する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分とさせていただきました。

このことから、同法第179条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求める

ものであります。

補正予算書6ページ、7ページをお開きください。

歳出ですが、「事務所費」の「組合事務所費」に103万円を増額し、1億63万4千円とするものです。

これは「組合事務所費」の「一般管理費」のうち、「委託料」の土壤調査委託料において、ボーリング調査の掘削する深さを10メートルと想定していましたが、過去の周辺の調査資料から埋め戻し土の深さが10メートル以上見込まれることから、掘削する深さを15メートルに仕様を変更したため、予算計上していた委託料に103万円増額する予算措置をいたしました。

そのため、「予備費」については、同額を減額し97万円といたしました。

以上、よろしく御審議のうえ、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長(下澤章夫) これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号「専決処分の承認を求めることについて〔令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第2号)令和6年4月24日専決〕」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に日程第5、議案第11号「羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。

○議長(下澤章夫) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 議案第11号「羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第2条の改正に伴い、同条を引用する条文の項のずれに対応するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容は、議案第11号資料のとおり、条例第2条第10項中、「第2条第8項」を「第2条第9項」に、条例第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めるものです。

なお、この条例の施行日は、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長(下澤章夫) これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号「羽村・瑞穂地区学校給食組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決定されました。

次に日程第6、議案第12号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第3号)」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。

○議 長(下澤章夫) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第3号)」につきまして、御説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに、787万6千円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ、5億4千818万3千円とするものであります。

補正予算書6ページ、7ページをお開きください。

補正の内容ですが、歳入では、「繰越金」について、787万6千円を増額するものです。

これは、前年度決算額の確定により繰越すものです。

次に、補正予算書8ページ、9ページをお開きください。

歳出ですが、「事務所費」の「組合事務所費」は、33万円を増額し1億96万4千円とするものです。

これは、「組合事務所費」の「一般管理費」のうち、「委託料」の給与管理システム更新業務委託料において、定額減税等に対応するシステム改修が必要なため、増額するものです。

次に「教育費」の「保健体育費」は、264万3千円増額し4億4千29万9千円とするものです。

これは、「保健体育費」の「学校給食費」のうち、「役務費」の調理員派遣業務を新設するため、増額するものです。

増額をする理由は、会計年度任用職員の調理員の退職に伴い、募集をしたところですが採用に至らず、人材の確保を図る必要があることから労働者派遣法に基づく労働者派遣業務を行うものです。

「予備費」については、490万3千円を増額するものです。

これは、歳出総額の調整のため、増額するものです。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議 長(下澤章夫) これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(下澤章夫) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号「羽村・瑞穂地区学校給食組合補正予算(第2号)」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第7、議案第13号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○管理者(橋本弘山) 議長、管理者です。

○議長(下澤章夫) 橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更」につきまして、御説明いたします。

お手元に配付しております「議案第13号」資料を御覧ください。

羽村市および瑞穂町それぞれの「分賦金」の割合につきましては、5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって確定しております。

このことから、当初予算策定時に推計した児童・生徒数に対しまして、羽村市の児童・生徒数は、72人の減で3千816人、瑞穂町の児童・生徒数は、17人の増で、2千160人、合計では、55人の減で5千976人となりました。

したがって、変更後の「分賦金」を、羽村市は、2億5千647万3千円、負担割合が63.86パーセント、瑞穂町は、1億4千514万5千円、負担割合が36.14パーセントに変更させていただくものであります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長(下澤章夫) これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(下澤章夫) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(下澤章夫) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号「令和6年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町分賦金の変更」についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長(下澤章夫) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午後 2時55分 閉会